

記者提供資料
令和3年10月20日
危機管理課（担当：西垣）
電話 559-5057（直通） 内線 2320

新型コロナウイルス感染症への対応について（第131報）

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 市長メッセージ **別紙1**のとおり

- (2) 市内公共施設の利用制限について **別紙2**のとおり
（地域創生部市民協働室協働推進課他）

- (3) 市や指定管理者の主催するイベント等の対応方針について **別紙3**のとおり
（危機管理課）

- (4) 働き方の新しいスタイルによる勤務体制の推進について **別紙4**のとおり
（経営管理部行政管理室人事課）

別紙 1

市長メッセージ

新しい生活スタイルは感染症対策から

県内の感染状況や医療体制は、ステージⅡまで低下し、改善傾向が継続しています。三田市内におきましても、直近1週間の感染者数は3人となり大幅に減少しています。

ひとえに、市民・事業者の皆さまのご理解・ご協力と医療関係者の皆さまのご努力の結果であり、心から感謝申し上げます。

県による時短要請等の独自措置は10月22日から解除となりますが、今後の感染再拡大には十分な警戒が必要です。引き続き、感染症対策の徹底をお願いします。

1 感染症対策の徹底

- ・3密の回避、人と人との距離、マスクの着用、手洗いや手指の消毒、換気など感染症対策を徹底してください。
- ・帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など、家庭での感染症対策を徹底してください。

2 リスクの高い行動の回避

- ・会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内とし、会話時のマスク着用を徹底してください。
- ・路上・公園での飲酒はしないでください。

3 積極的なワクチン接種

- ・ワクチン接種は、ご自身はもちろんのこと家族、友人そして社会を守ります。インフルエンザ流行の季節を迎える前に、不正確な情報に惑わされず、若い人のみならず未接種の方には健康上の理由がない限り、ぜひ積極的にワクチン接種を済ませるようお願いします。
- ・ワクチン接種後も、マスクの着用、手洗い、手指の消毒など感染症対策を徹底してください。

今、私たちは、社会経済活動と感染症対策の両立に向けた新しいステージに進もうとしています。市民の皆さまには、ウイズコロナの時代を見据えながら、少しずつ日常を取り戻していただきたいと思います。「自分を守り、人を守り、そして三田を守る」ため、引き続き、一人ひとりの責任ある行動をお願いします。

令和3年10月20日

三田市長 森 哲男

市内公共施設の利用制限について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、兵庫県の対処方針を踏まえて引き続き感染症対策を行うため、下記のとおり市内公共施設の利用制限を行います。

記

1 実施期間 令和3年10月22日(金) から

※ 今後の利用制限等の変更については、兵庫県対処方針の変更次第、あらためて市ホームページや施設窓口などでお知らせいたします。

※ 本市や近隣地域でクラスター感染（集団感染）が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

2 対象施設

【共通の感染予防対策依頼事項】

- ① 発熱、咳などの症状のある人は利用を控える
- ② 手洗い、手指消毒、特別な理由がある場合を除きマスク等の着用、使用備品の消毒
- ③ 密閉・密集・密接状態の回避（換気、利用人数の制限、人と人との距離）
- ④ 利用者の氏名・連絡先等の把握（参加者名簿の作成、保管）
- ⑤ フリースペースでの飲食は禁止（水分補給は可）

【市民センター等】

| 施設名 | 現在 (県独自措置) (10/1~10/21) | 変更 (県独自措置) (10/22~) |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【体育施設以外】 さんだ・広野・藍・フラワータウン・ウッドィタウンの各市民センター、有馬富士共生センター、高平ふるさと交流センター、ふれあいと創造の里、総合福祉保健センター、まちづくり協働センター | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 21 時とします ・利用人数は定員の 1/2 以内 ・フリースペースは利用不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします(通常閉館) ・<u>利用人数制限を解除します</u> ・<u>フリースペースの座席は、1/2 程度とし、間隔をあけて利用可とします</u> |
| 【屋外体育施設】 高平ふるさと交流センター グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 21 時とします | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします(通常閉館) |
| ふれあいと創造の里グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 17 時とします (通常閉館) | <ul style="list-style-type: none"> ・同左 |
| 【屋内体育施設】 高平ふるさと交流センター（多目的ホール）、ふれあいと創造の里（三田勤労者体育センター） | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 21 時とします ・利用人数 50 人まで (1/2 面利用の場合は 25 人まで) ・更衣室は利用人数を制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を 22 時とします(通常閉館) ・同左 ・同左 |

【社会教育施設・総合文化センター】

| 施設名 | 現在 (県独自措置) (10/1~10/21) | 変更 (県独自措置) (10/22~) |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 図書館 (本館、ウディタウン分館、 藍分室) | <ul style="list-style-type: none"> 貸出返却のみ対応 カフェルーム(本館のみ)、オープンスペースは利用停止 本館(9:00~20:00) 分館(9:00~20:00)、分室(10:00~18:00) | <ul style="list-style-type: none"> 通常運営とします カフェルーム、オープンスペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします |
| 心道会館 | <ul style="list-style-type: none"> 閉館時間を21時とします(通常閉館) 利用人数30人まで | <ul style="list-style-type: none"> 同左 |
| 淡路風車の丘 ガラス工芸館 有馬富士自然学習センター | <ul style="list-style-type: none"> 利用人数は定員の1/2以内 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通の感染予防対策依頼事項】のみ |
| 野外活動センター | <ul style="list-style-type: none"> 平常通り、(バンガロー、テントサイトの利用は同居家族のみ、キャビン利用定員の1/2ただし、県内利用者に限る) 飲酒行為は不可 | <ul style="list-style-type: none"> 同左 |
| 総合文化センター(郷の音ホール) | <ul style="list-style-type: none"> 閉館時間を21時とします 利用人数は定員の1/2以内、ただし大小ホール・リハーサル室での大声を発しない利用については利用定員のとおり フリースペースは利用不可 | <ul style="list-style-type: none"> 閉館時間を22時とします(通常閉館) 利用人数制限を解除します ただし、大ホール、小ホール、リハーサル室での大声を発する利用については利用定員の1/2とします フリースペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします |
| 三田ふるさと学習館 旧九鬼家住宅資料館 三輪明神窯史跡園 | <ul style="list-style-type: none"> 【共通の感染予防対策依頼事項】のみ | <ul style="list-style-type: none"> 同左 |

【子育て関連施設】

| 施設名 | 現在 (県独自措置) (10/1~10/21) | 変更 (県独自措置) (10/22~) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 【地域子育て支援拠点】 多世代交流館 駅前子育て交流ひろば 地域子育て支援センター 駒ヶ谷運動公園子育て交流ひろば 【児童厚生施設】 池尻児童館 | <ul style="list-style-type: none"> 時間帯を区切り、利用人数は定員の1/2以内 | <ul style="list-style-type: none"> 同左 |
| 【多世代交流施設】 多世代交流館シニア・ユースひろば | <ul style="list-style-type: none"> 通常閉館(20時30分)とします。(※日曜日閉館時間:17時30分) 時間帯を区切り、利用人数は定員の1/2以内 | <ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 |

【公園等スポーツ施設】

| 施設名 | 現在 (県独自措置) (10/1~10/21) | 変更 (県独自措置) (10/22~) |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【屋外施設】 城山公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、駒ヶ谷運動公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・アメニススキッピースタジアム(城山公園野球場)、テニスコート(城山公園)、多目的広場(駒ヶ谷運動公園)は21時を閉館時間とします(通常閉館) ・更衣室・シャワー室は利用人数を制限します | <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 |
| 【屋内施設】 アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉館時間を21時とします(通常閉館) ・利用人数は、メインアリーナ1/3面、サブアリーナ1面につき30人までとします ・アメニス城山体育館内の多目的室、親和学園駒ヶ谷体育館内のフィットネススタジオ、マシジムの利用人数20人までとします ・更衣室、シャワー室は利用人数、を制限します ・会議室等の利用人数は定員の1/2以内とします ・フリースペースは、利用不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 ・同左 ・同左 ・<u>利用人数制限を解除します</u> ・<u>観客席、フリースペースの座席は、1/2程度とし、間隔をあけて利用可とします</u> |

3 兵庫県新型コロナ追跡システム・新型コロナウイルス接触確認アプリの活用

- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ『COCOA』(厚生労働省)」を活用してください。

4 その他

- ・各施設に関する相談は、各利用施設までお願いします。

【市民センター等】

地域創生部市民協働室協働推進課
(担当:多田)直通 559-5039(内線 2470)

【社会教育施設・総合文化センター】

地域創生部市民協働室文化スポーツ課
(担当:横溝)直通 559-5145(内線 2410)

【子育て関連施設】

子ども・未来部子ども未来室すくすく子育て課
(担当:杉山)直通 559-5079(内線 2610)

【公園等スポーツ施設】

まちの再生部地域整備室公園みどり課
(担当:青野)直通 559-5110(内線 2840)

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針について

市や指定管理者が主催するイベント等の対応方針については、兵庫県の方針を踏まえ以下のとおりとします。

1. 基本的な考え方

市や指定管理者が主催するイベント等の実施にあたっては、県の対応方針等も参酌し、主催者として新型コロナウイルス感染症防止対策を講じるとともに、参加者への遵守事項を明確にし、協力を得ながら実施する。

2. 本対応方針の対象範囲と実施期間

(1)対象範囲

市主催（共催を含む）及び指定管理者が実施するセミナー、講演会、講座・教室^{※1}文化・スポーツイベント^{※2}等

^{※1} 講座・教室(音楽、スポーツ、子供向けの催し等)

^{※2} 文化・スポーツイベント(スポーツ交流大会、総合体育大会、文化イベント等)

(2)実施期間

令和3年10月22日から

※国、県の対応方針の変更、また感染拡大の状況によっては見直しを行う。

3. 開催の可否の判断

以下の要件をすべて満たすものについて開催可能とする。

なお、判断に際しては、関係団体との共催などによるものは、十分に調整し判断すること。

(1)使用する施設の利用条件を遵守している。

(2)参加者数の上限など以下の条件を遵守している。

○参加者数の上限

| ～10/30 | | | 10/31～ | | |
|-------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------|
| 区 分 | 収容定員 | 人数上限 | 区 分 | 収容定員 | 人数上限 |
| 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの | 100%以内 | 5,000人 又は収容定員の50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの | 100%以内 | 5,000人 又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方 |
| 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 50%以内※ | 10,000人 | 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 50%以内※ | 10,000人 |
| (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)では座席間隔を設けなくてもよい。 | | | (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)では座席間隔を設けなくてもよい。 | | |

○参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。

○ イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について、県対策本部事務局との事前相談を行う。

○ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示を行う。

(3)密閉(換気が悪い)・密集(十分な距離確保ができない)・密接(近距離での会話など)を回避できる。

(4) 飲食を伴う場合には、感染予防対策を徹底すること。

・ 食事中以外のマスク着用の推奨

・ 個室や多人数での使用は控える(酒類提供の場合、同一テーブルは4人以内)

・ 座席の間隔を十分に空ける(1m以上)など、三密の環境を徹底的に排除する

・ 適切な消毒・清掃が行われる

・ 利用者同士の大声での会話を行わないよう周知する など

4. 開催時の対策

(1) 募集時における参加者への遵守事項の事前通知

① 以下に該当する場合は参加しないよう求める。

・ 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある。

・ 同居の家族や、身近な人に新型コロナウイルス感染の疑いがある。

② 当日の自宅での検温を行うこと。

③ マスクを持参し着用すること。(スポーツイベント等については適宜判断)

④ 感染者発生時に備え参加者名簿作成に協力すること。(参加者の氏名、連絡先等の記入)

⑤ イベント等終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、健康福祉事務所(保健所)からの聞き取り調査の際に、イベントに参加したことを伝えるとともに濃厚接触者の特定などに協力する。

⑥ 大声での会話や応援をしないこと。

⑦ 感染防止のために主催者が決めた措置に従うこと。

(2) 開催時に実施すべき事項

① イベント参加者の把握(名簿の作成)

② 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある方の参加を制限する。(検温・聞き取り等)

③ 換気の徹底

・ 窓が開閉可能な場合は、窓を開けて行う又は休憩時等に窓を開けるなど、換気を徹底すること。また、冷暖房運転時にも、30分に5分程度の換気に努める。

④ 接触感染の防止

・ 消毒用アルコールを備え付けること。入手が困難な場合はこまめな手洗いを徹底させること。

・ 物品等を使用する場合は、消毒を徹底するとともに、複数人での共用をできるだけ回避すること。(マイク・パソコン等)

⑤ 飛沫感染の防止

・ 席などの配置にあたっては、人と人との間に十分な距離の保持(1m以上)に努めること。

・ マスクの着用を徹底すること。(マスクを持参していない者がいた場合は主催者で配布する。)

・ 演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を(2m以上)確保するよう努めること。

⑥ 兵庫県新型コロナ追跡システム等の活用

・ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用を周知(QRコードの掲示)

・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の利用登録を周知

5. チェックリストの活用

開催可否の判断や実施状況の点検のためチェックリストを作成する。

※チェックリストはイベント等終了後も所管課において1月程度は保管しておくこと。

6. 後援(後援名義を含む)の取り扱い

市が後援(後援名義を含む)する場合は、本方針を遵守することを条件とする。

危機管理課(担当:西垣)
電話 559-5057 内線 2320

働き方の新しいスタイルによる勤務体制の推進について

1 趣旨

兵庫県の感染状況等は改善傾向にありますが、今後も十分な警戒が必要なことから、引き続き、基本的な感染対策を徹底するとともに在宅勤務等の活用による柔軟な働き方を推進し、「働き方の新しいスタイル」を定着させるとともに感染再拡大に備えます。

また、新型コロナウイルスの影響で売り上げが落ち込んでいる飲食店を支援するため、市職員が感染対策の行われている店舗で会食するよう呼びかけます。

2 働き方の新しいスタイルの積極的な運用と定着

(1) 在宅勤務

- ① 各職場において、在宅勤務の活用を推進する。
- ② 国テレワーク及びテレワーク兵庫を積極的に活用すること。国・県ネットワーク登録者以外については、テレワーク共用パソコンを持ち帰ることにより実施すること。
- ③ 会計年度任用職員も在宅勤務ができるよう工夫をする。

(2) 時差出勤と振替休暇

- ① 時差出勤制度を積極的に活用すること。当面は、令和2年4月9日付事務連絡で通知した運用とする。
- ② 平日の勤務を土日に振替える振替休暇を活用し、柔軟な働き方を推進する。

(3) オンライン会議等

- ① オンライン会議やグループウェアを活用した書面会議など、接触機会の低減に有効なツールを活用すること。
- ② 集合会議は、「3密」を避け、短時間で行えるよう工夫すること。

3 基本的な感染対策の徹底

- ① 3密の回避、人と人との距離の確保、マスクの正しい着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、換気など基本的な感染対策を徹底し、発熱等の症状が見られる場合は出勤等の自粛を徹底すること。
- ② 「居場所の切り替わり」（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）では十分注意し、必ずマスクを着用するなど感染対策を徹底すること。
- ③ 出勤時の自宅での検温、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温を徹底すること。
- ④ 昼食時は、人とのスペースを広めにとり、密な状態を回避すること。また、当面の間、自席で昼食をとることを可能とする。
- ⑤ 帰宅後の手洗い、消毒、家族の健康管理など家庭での感染対策を徹底すること。
- ⑥ 感染対策（アクリル板の設置又は座席間隔1 m以上の確保など）が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用をしないこと。

- ⑦ ワクチン接種後も3密の回避のほか、マスクの着用、換気、手指消毒など基本的な感染対策を徹底すること。

4 職員の健康管理

- ① 職員の健康管理の観点から、年次休暇等の取得を奨励し、連続休暇取得を促進すること。また、在宅勤務と半日休、時間休の組み合わせも有効に活用すること。

5 その他

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に従事する職員の負担を軽減するため、引き続き、必要に応じて部を超えた応援体制により、対応していく。
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上げが落ち込んでいる飲食店を支援するため、職員は会食を通じてコミュニケーションを深める機会とすること。

経営管理部行政管理室
人事課（担当：前川）
直通 559-5037（内線 2340）